

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和2年1月27日から令和2年3月4日

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 生涯学習課

(2) 対象事項

八ツ面ふれあいセンターの指定管理者である八ツ面ふれあいセンター友の会の平成30年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理業務については、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

ただし、指定管理に係る出納その他の事務において、以下に掲げるとおり、管理が不十分と思われる事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行、施設管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

(1) 使用料の徴収について

施設の使用料は、利用する日に納付しなければならないとされているが、利用日より前に納付されているものがあるなど、利用日当日に納付されていないものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

＜公民館の設置及び管理に関する条例 第10条＞

(2) 臨時職員のガソリン代の支給について

私有車の業務使用に際し支給しているガソリン代について、6月に支給済みであったものを、年度末に重複して支給しているものがあつた。支給事務のチェック体制を見直し、適切な事務処理をされたい。